

○甲府地区広域行政事務組合ネーミングライツ審査委員会設置要綱

令和7年12月26日

要綱第3号

(設 置)

第1 甲府地区広域行政事務組合ネーミングライツ導入に関する基本方針（令和7年12月）第10に基づき、甲府地区広域行政事務組合ネーミングライツ審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ネーミングライツ事業に係る契約を締結する者の選定に関すること。
- (2) ネーミングライツ事業に係る愛称の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項に関すること。

(組 織)

第3 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見を求めることができる。

(委員長の職務及び代理)

第4 委員長は、委員会を代表し、主宰する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の業務)

第5 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員4名の出席によって成立する。

3 委員会の会議は、委員長が招集する必要がないと認めたときは、持ち回りにより審査することができる。

4 委員会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

5 委員会の審議内容は、別に定める。

(事務局)

第6 委員会の事務局は、甲府地区広域行政事務組合事務局に置く。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他の必要事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

別表（第3関係）

委員長	事務局長
副委員長	消防長
	副消防長
委員	各次長
	事務局次長